

持ち回り閣議

内閣榮第	五六	号
起案	令和四年七月一日	决定
裁可	上奏	令和四年七月一日
令和	令和四年七月一日	令和四年七月一日
四	年七月一日	年七月一日
年	月一日	年月一日
七	月一日	月日
月	日	日
一		
一		
日		

内閣總理大臣

三

內閣官房長官

卷之三

松田集

內閣官房副長官

櫻 磯

金子（恭）國務大臣

後藤國務大臣

國務大臣

牧島國務大臣

古川國務大臣

金子(原)國務大臣

國務大臣

松野國務大臣

林國務大臣

萩生田國務大臣

國務大臣

山際國務大臣

鈴木國務大臣

齊藤國務大臣

國務大臣

若宮國務大臣

末松國務大臣

山口國務大臣

國務大臣

衆議院議員安倍晋三に対し、別紙のとおり叙位及び叙勲することいたしたい。

叙位

衆議院議員安倍晋三

叙勲

衆議院議員安倍晋三

(衆議院議員)

従一位に叙する

安倍晋三

七月八日付

(衆議院議員)

大勲位菊花大綬章並びに頸飾を授ける

安倍晋三

七月八日付

府人第730号

令和4年7月11日

内閣総理大臣殿

内閣総理大臣

衆議院議員安倍晋三の叙位について

衆議院議員安倍晋三は、国家又は公共に対する功績が顕著であるので、別紙のとおり叙位されるよう閣議請議する。

府賞第340号
令和4年7月11日

内閣総理大臣 殿

内閣総理大臣

衆議院議員安倍晋三の叙勲について

衆議院議員 安倍 晋三 は、国家又は公共に対する功績が顕著であるので、別紙のとおり叙勲されるよう閣議請議する。